明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○銀行法第二十六条第一項の規定により銀行に業務の停止を命じた件（金融庁一一二）　一
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三八三、三八六）　二
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三八四）　三
○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件及び同法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（同三八五）　四
○日本国に帰化を許可する件（法務五三三）
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産一七九七）
○保安林の指定をする件（同一七九八～一八〇五）
○知床国立公園における生態系維持回復事業計画の策定に係る件（農林水産・環境六）　六
○尾瀬国立公園における生態系維持回復事業計画の策定に係る件（同七）　七
○飛行制限区域を定める告示（国土交通一一九四）
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一一九五）
○砂防法第二条の土地を指定及び解除する件（同一一九六、一一九七）
○知床国立公園知床五湖利用調整地区について立入りに際し環境大臣の認定が必要な期間を定める件（環境五九）　九
○知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が利用調整地区ごとに定める期間を定める件（同六〇）　九
○知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件（同六一）　九
○知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準を定める件（同六三）　一〇
○知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を定める件（同六四）　一〇

〔国会事項〕

公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（近畿経済産業局）　一〇

〔皇室事項〕

国家試験
平成二十二年度船舶に乗り組む衛生管理者試験の実施に関する公示（国土交通省）　九

〔官庁報告〕

労働
最低賃金の改正決定に関する公示（神奈川労働局最低賃金公示二）　九

〔資料〕

機械受注統計調査報告（平成二十二年八月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公告〕

諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他

告示

○金融庁告示第百十二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第一項の規定により、日本振興銀行株式会社に対し、業務の停止を命じたので、同法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十一日

金融庁長官　三國谷勝範

一　業務の停止の範囲

㈠　平成二十二年九月十日から平成二十二年九月十二日までの間、すべての業務（ただし、法令上の義務に基づく行為、左記㈡の命令を実施するために必要と認められる行為、平成二十二年九月九日以前に既に締結した融資契約（借換えに関する合意を含む。）の履行・結了に伴う行為及び当局が個別に承認した行為を除く。）を停止すること。

㈡　資産の劣化を防止し、預金者及びその他の顧客（以下「預金者等」という。）の保護に万全を期すため、左記の措置等を行うこと。

(イ)　預金者及び預金の正確な把握を行うこと。

(ロ)　資産内容の悪化を招く貸出の実行、高金利の預金の受入れなど、資産内容の一層の悪化を招く行為を防止するとともに、融資金の管理・回収を適切に行い、資産の保全を図ること。

(ハ)　預金者等の間における公平に配慮するとともに、融資金の管理・回収を適切に行い、資産の保全を図ること。

㈢　本命令の内容及び資産の保全等について、預金者等に適切に周知徹底するとともに、預金者等の保護のために万全の対応を行うこと。

(ホ)　右記(イ)ないし㈡の実施状況を別途指示するところにより報告すること。

二　命令発出日

平成二十二年九月十日